

2024年2月5日

青梅市議会議長 島崎 実 殿

離婚後共同親権を導入することについて慎重な審議を国に求める陳情

陳情者

氏名

住所

連絡先



【陳情の趣旨】

民法に離婚後共同親権制度を導入することについて慎重な審議が必要不可欠であるとする意見書を青梅市議会から国へ提出することを要望します。

【陳情の理由】

1 国会等の動向

2021年3月に法制審議会家族法制部会の会議が開かれ、離婚後共同親権導入が議論されるようになり、先月30日、同部会は導入する要綱案をまとめ、今国会で法案が上程され成立する可能性が出てきました。

2 共同親権導入に反対する理由

(1) 共同監護は現民法でも可能であること

離婚後の共同親権導入に賛成する意見は、「親権」と「監護権」の概念を混同しているように思えます。親権は狭義には子の財産管理・進学先の選択等教育に関する親の権利義務等、監護権は実際に同居して子を養育する親の権利義務であり、広義の親権はこの監護権概念を含みます。

現行民法は、婚姻中は父母の共同親権、離婚後はいずれかの親の単独親権を定めていますが(民法819条)、離婚後父母が共同で監護権行使することは認めています(同776条)。実際の調停・訴訟で争われているのは、親権ではなく監護権です。現実に子と同居して監護したいという双方の主張が

真の争点です。陳情者は弁護士で、現在進行中の離婚裁判では妻の代理人を務めていますが、親権が争点となっていますが、別居親（父）は、「親権は妻にやるが、監護権は自分がほしい」との主張をしています（親権と監護権の分属）。子と同居しての監護権を欲しているわけです。

離婚後単独親権となっても共同で監護することは可能です。もっとも、離婚した夫婦は信頼関係が失われており、そのことが離婚の原因なのですから、そのような元夫婦が共同で監護することは現実には簡単ではないでしょうし、ましてや共同で親権行使することは極めて困難だと思われます。

(2) 外国の法制との比較

共同親権導入に賛成する側は外国ではみな共同親権を採用していると主張していますが、事実ではありません。親子関係の法制はその国の歴史・文化等によって異なり多種多様で単純に比較することに意味はありませんし、他国で共同親権と言われている制度も実態は共同監護という場合も多く、共同監護は現行民法で認められていることは先に述べたとおりです。他国で単独親権制を採用していないからといって、それが共同親権制を採用しているわけではありません。実際には日本と同様の親権概念を前提として、共同親権制を採用している国はありません。

導入賛成派はよくオーストラリアが共同親権であることを根拠付けの一つとして引用します。確かにオーストラリアでは共同親権を採用していたことはあります。しかし、導入後弊害が多く、2回法改正をして現在は親権（*parental authority*）、監護権（*custody*）という用語自体もなくなり、親の責任（*parental responsibility*）との定めとなっています。

(3) 国連の勧告について

導入賛成派は、国連から日本が共同親権制を導入するよう勧告を受けたとも主張しますが、事実ではありません。国連「児童の権利委員会」の委員は、日本では共同監護制（*joint custody*）が採用されていないと誤解しており、そこで「共同監護」制導入を勧告したということですが、先に述べたとおり、民776条により日本でも共同監護を認めているのです。共同親権を採用せよと勧告したわけではありません。

(4) 共同親権導入による弊害

離婚後共同親権を導入した場合種々の弊害が生じるであろうことが指摘されています。よく指摘されるのは、別居親のDVの問題です。DVによる支配関係があった場合、離婚後も父母の協議を要するとすれば支配関係が継続します。現に離婚後の面会交流時に別居親（夫）が同居親（母）と子を殺害したという事例が外国でも国内でもありました。

また、DVが原因で面会交流が禁止されていても、共同親権であれば子の

重要事項についてその親の同意が必要となります。2022年11月16日、大津地裁で判決がありました。毎日新聞によると、同居親（母）が滋賀医科大学で3歳の子どもの手術を受けさせたところ、裁判所から面会交流を禁止されている別居親（父）が手術を受ける際に説明や同意がなかったとして、同大学に対し損害賠償請求をしたところ、裁判所はこの訴えを認め慰謝料の支払いを命じたのです。離婚後共同親権が導入されれば今後もこのような事態が生じることが予想され、医療機関は訴訟リスクを避けるため手術等を拒否する可能性もあります。

実務家としての陳情者の経験からは、離婚したいがために、また養育費の支払い等の確保のため、譲歩して共同親権に同意することが考えられます。単独親権を選択できる制度であってもこの事情は変わりません。

(5) 面会交流等の充実

現民法は単独親権制だから離婚後は子との面会交流ができないとの主張がありますが、現行法の離婚後単独親権でも面会交流は義務付けられています。

面会交流については、我が国の支援体制は極めて不十分です。外国によつては公的機関が介在して面会交流時のDVを防止するため第三者が立ち会つたり、費用を援助する仕組みがあります。

また、日本では養育費の支払いも十分に確保できず、国連からは養育費の支払いを確実にするようとの勧告が出されています。養育費を確実に確保して同居親と子が安心して暮らせ、面会交流に円滑に応じることが可能となる環境があれば別個親の面会の要望も認められやすくなると思われます。ただし、その場合も子の意思を尊重して面会交流を強制しないことが重要です。

(6) 実務家の反対

昨年、離婚事件を多く手がける弁護士300人以上が検討が不十分だとの意見書を法制審議会に提出し、また、先月には400人を超える弁護士が法務省に対し拙速な導入を進めないよう申し入れを行いました。

離婚実務に深く関わる弁護士が現状をもっともよく把握しています。法務省はパブリックコメントに集まった約8000人の切実な声も明らかにしていませんが、このような不透明な審議の進め方は適正ではありません。

国民の身分行為に直接影響を与える重要な問題であるにもかかわらず、拙速で不十分な審議で法案が上程されようとしているのです。

(7) 結論

以上から、民法に離婚後共同親権制度を導入することについては慎重な審議が必要不可欠であるとの内容の意見書を提出することを切に望みます。

以上